

NPO 法人鹿児島技術士の会設立の趣旨

趣旨

我々技術士は、科学技術のプロフェッショナルとして常に現場の第一線で活躍し、我が国の繁栄に大きく寄与してまいりました。一方、地球規模の視点に立脚すれば、地球温暖化を始め、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、海洋汚染、オゾン層の破壊、野生生物の減少など負の遺産を置き去りにしてきたことは否めない事実です。そしてこれらの事は各自が、それぞれの地域で自らの問題として考えていかなければなりません。

そこで、我々技術士に課せられた使命は、それぞれの精通した技術と豊富な経験を活用して、科学技術の振興、まちづくりの推進、環境の保全、災害救援等の諸活動を通じて、山積している負の遺産の解消に努め、魅力的で個性ある地域づくりに貢献していくことなのではないでしょうか。

これまで鹿児島県在住の「技術士」は、任意団体「鹿児島県技術士会」を組織して、災害支援部会やCPD研修会などの活動を実施し、地域に貢献してまいりました。そのような中、鹿児島県技術士会の有志では、地方の時代における技術士の在り方について検討を重ねた結果、これまでの組織とは別組織として、NPO 法人鹿児島技術士の会を設立し、より積極的に社会に貢献するべきであるとの結論に達しました。

最近、鹿児島県が推進する「共生・協働」の施策への応募等、技術士が組織として対外的な活動をするためには、組織の「NPO 法人化」は是非とも成し遂げなければ成らない時代の潮流なのではないでしょうか。そして、一人ひとりのちからを結集して、未来の子供たちに誇れる美しい地球を、共に継承して行こうではありませんか。

申請に至るまでの経緯

| | |
|-----------|-------------------------|
| 平成 17年 6月 | 特定非営利活動法人格取得のための勉強会を始める |
| 平成 18年 9月 | 設立総会の開催 |

NPO 法人鹿児島技術士の会

設立代表者 住所 鹿児島市中央町6番地3
氏名 新留 司

NPO 法人鹿児島技術士の会 定款

| | |
|------------|------------------|
| 第1章 総則 | 第6章 理事会 |
| 第2章 目的及び事業 | 第7章 資産及び会計 |
| 第3章 会員 | 第8章 定款の変更、解散及び合併 |
| 第4章 役員 | 第9章 公告の方法 |
| 第5章 総会 附則 | 第10章 雑則 |

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人鹿児島技術士の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市田上4丁目5番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、不特定多数の市民・団体等を対象に、科学技術の分野で助言又は支援・協力をを行い、科学技術の振興、環境保全、健全なまちづくり、次世代人材の育成の推進などの活動を行い、もって県土の持続可能な発展と県民の公益の増進と個性豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術についての講演会等の開催事業
- (2) 環境保全における科学技術分野での調査研究や提案、支援事業
- (3) まちづくりに関する支援活動事業
- (4) 災害発生に伴う支援活動事業
- (5) 科学技術についての支援協力事業
- (6) 技術者キャリア形成(IPD・CPD)支援事業
- (7) インターネットによる情報発信事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び準会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した技術士及び技術士補
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 当法人の目的を理解し、当法人が行う事業についての技術、技能、見識、経験を有するもの。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は会員の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上20人以内
- (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員による就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員及び準会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
- (2) 正会員及び準会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員及び準会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員及び準会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び準会員の過半数をもって決し、可否同数の場

合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び準会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員及び準会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び準会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び準会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による成立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び準会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び準会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（雑則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| 役職 | 氏名 | 役職 | 氏名 |
|------|--------|----|-------|
| 理事長 | 新留 司 | 理事 | 東 正美 |
| 副理事長 | 前田 美樹朗 | 理事 | 狩集 克己 |
| 副理事長 | 前田 憲一 | | |
| 理事 | 田ノ上 春雄 | | |
| 理事 | 福田 俊仁 | | |
| 理事 | 大保 肇 | | |
| 理事 | 福地 伸一 | 監事 | 奥山 康宏 |

- 3 この法人における設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年7月31日までとする。
- 4 この法人における設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人における設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2007年5月31日までとする。
- 6 設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| 会費等 | 正会員 | 準会員 | 賛助会員 | |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| | | | 個人 | 団体 |
| 入会金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 年会費 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 10,000円 |

附則 この定款は、総会の議決の日（平成30年7月31日）から施行する。

附則 この定款は、所轄庁の認証の日（平成30年12月11日）から施行する。